

ールも 24%の公立学校で行われている。さらに、19%の公立学校が薬物の一掃活動を行い、公立学校の 4%では生徒に任意で金属探知器のチェックを実行している。セキュリティ対策として金属探知器を日常的に使用している公立学校は 1%にすぎない。

2-2-4 スクールポリスの常駐

前項のセキュリティ対策のほかに、公立学校の 6%では 1996-97 年度で警察などの法執行機関が週に 30 時間以上常駐していた。その他 10 から 29 時間の学校が 1%、1 から 9 時間の学校が 3%あった。12%の学校は常駐していないが、呼べばいつでも来てもらえるようになっていた。しかし 78%の学校ではまったくそのような対策は講じられていなかった。

2-2-5 暴力防止または削減プログラム

大多数 (78%) の公立学校では正式の学校暴力防止または削減プログラムを持っている。ワンデイプログラムと継続プログラムの双方を持つ学校は 43%と最も多く、継続プログラムだけの学校が 24%、ワンデイプログラムだけの学校が 11%であった。

2-2-6 学内でのけん銃事故防止

1996-97 年度に、けん銃の所持または使用が原因で 5,000 人以上の児童・生徒が放校処分を受け、3,300 人が転校させられた。また、8,144 人が 5 日以上 of 停学処分を受けた。公立学校のおよそ 5% (4170 校) でこれらの処分が行われた。

3. 英国における学校暴力事件とその対応

英国でも学校暴力事件が発生しており、生徒や先生の安全に関して教育界や親の間に関心が高まっている。そのうちのいくつかの事件は外部の侵入者によるものである。事件の中でも最も悲劇的といわれているのが 1996 年 3 月 13 日に発生したスコットランドのダンブレイン (Dunblane) 小学校における射殺事件である。少女 11 人、少年 5 人、教師 1 人が射殺されたものである。その他の事件は学校という狭い社会で発生したものであり、生徒が先生を口汚く罵るといったものから 10 歳の子供の集団が 9 歳の少女をレイプした事件まで様々である。

こうした問題に関して教育・雇用省 (DfEE) はいくつかの対応策を実施または支援してきた⁵。とりわけ学校において良い規律と安全な環境を保証するためにはパートナーシップが不可欠である。学校長、教職員、教育委員会、親、中央政府、自治体政府などすべての関係者がそれぞれ重要な役割を演じること、そして教育界の外部の官庁、例えば社会サービス部門、自治体の保健サービス、警察と少年審判所との効率的な調整を行うことが重要である。

⁵ Action on violence in schools & educational safety, Department for Education and Employment, 1997

3-1 規律の改善

1997年教育法には地域の教育当局（LEA）と学校が生徒の規律を改善させるための条項が規定されている。この法により

- ① 生徒の親の同意なしで放課後生徒を拘留する権限が学校に与えられた。
- ② 学校が柔軟に一時的に生徒を排斥することができるようになった。生徒を排斥する制限時間は学期毎に15日という現行規定ではなく、年間45日を最大としている。
- ③ 学校理事会は学校における行動と規律に関する一般原則の声明を準備する義務を負わされた。学校長は、学校の規則を決定するときその声明のとおりに行動しなければならない。そして親にも学校の規則を知らせる義務が学校長に課された。
- ④ 子供が永久に2以上の学校から排斥された場合には新しい学校を選択する親の権利が剥奪された。
- ⑤ 学校が排斥の申し立てに関する公聴会において申し立てを行う権利が強まった。また、排斥の申し立てに関する審理会は、排斥された子供と同様、学校の教職員と他の生徒の利害関係も考慮しなければならない。
- ⑥ 教育当局（LEA）は生徒の問題行動に取り組む学校を支援するための枠組みや個々の生徒の学校内外における諸問題を扱うための枠組みを構築する声明を起草し公表しなければならない。
- ⑦ 教育当局（LEA）は地元の学校の代表者を含め、各児童相談所（PRU）の運営を監督するために管理委員会を設立しなければならない。
- ⑧ 学校の職員が物理的に生徒を抑制することができる条件が明確になった。

3-2 いじめ対策

教育・雇用省は主たる政策として、学校が自ら問題に取り組むことができるように50の指針を学校に提供した。いじめ対策をとりまとめたものが1994年に出版され、学校から好意的に迎えられたという。

また、1996年には反いじめ対策の有効性評価が調査された。こうした政策は多くの学校で成功を納めている。

3-3 児童相談所（PRU）

PRUは学校から排斥された子供を含め、学校の外で子供を教育する場である。PRUの程度の低さはOFSTED（教育標準局）の検査で明らかになったために、定期検査が1996年9月から実施されている。

3-4 革新的なプロジェクトに対する資金提供

教育・雇用省は教育サポートおよび訓練（GEST）プログラムのなかの非行生徒に関する地域プロジェクトに資金を提供している。このプロジェクトは生徒の排斥防止と排斥される生徒の学校内への再適応を促進することを目的としている。GESTプログラム全体で5年

間にこうしたプロジェクトに対して7千万ポンドの資金提供が行われた。典型的なプロジェクトは次のようなものである。

- ① 生徒の行動管理に関する教師の訓練を通して学校内のあるべき行動と規律を促進するガイドラインを策定し普及するプロジェクト
- ② 排斥の危険がある生徒の行動を修正するための多方面の活動に親を参加させるためのスキーム
- ③ 排斥された生徒の学習機会を拡げることによってその生徒の再適応を実施しようとする学校の支援プロジェクト
- ④ 学校でのいじめと戦うための作戦
- ⑤ 学校、LEA、地域のズル休み監視スキームのための参加モニタリングシステム
- ⑥ 教育心理学と教育福祉サービスなどのLEA支援サービスの拡張と目標設定プロジェクト

3-5 反社会的な行動に取り組むパイロットプロジェクト

44の教育当局において意欲的なプロジェクトが1996年9月に始まった。プロジェクトは1千8百万ポンドの費用と3年以上の年月がかかった。プロジェクトは次の3つに分けられる。

- ① 行動支援チームは学校と教師が非行生徒を扱う技術を身につけるのを助けるもの
- ② 排斥の可能性のある生徒のための学校を拠点としたセンターは難しい生徒たちが他の生徒の教育を中断させてしまうのを最小に抑えるのを助けるもの
- ③ 主流派の教師をPRUへ一時配置することによってPRUのレベルを押し上げ、出向教師も貴重な行動管理技術を身につけることができるようにするもの

3-6 学校のセキュリティ

ロンドンの学校長であったフィリップ・ローレンスが学校の門の外で殺害された事件のあと、学校のセキュリティを改善する方法を検討するワーキンググループが設置された。ワーキンググループは教員組合の代表者、親、知事の団体、地域の教育当局、警察、教会、政府の省庁のメンバーから構成された。ワーキンググループの検討結果は1996年5月に前政府に報告され、その勧告事項すべてが受け入れられた。その多くは次のように現在実行されている。

- ① 学校のセキュリティを改善する新しいガイドラインが1996年9月に公表され、すべての学校が入手可能である。新ガイドラインはセキュリティ対策の策定方法について学校にアドバイスするものである。
- ② 1996年9月1日以降、運動場と競技場を含め校内におけるナイフや他の攻撃武器の持

ち運びは逮捕できる犯罪となった。

③ 1996年12月4日に教育・雇用省は実践策を見極め、それを共有するために学校セキュリティに関する全国会議を開催した。

④ 学校セキュリティ確保のために6千6百万ポンド（3年間）が予算措置され、その資金の提供プログラムが1996年11月に発表された。資金は物理的セキュリティ対策や個人の安全確保技術など学校職員の訓練のために使われた。

⑤ 学校の理事会は現在、学校のセキュリティ設備の配備について毎年生徒の親に報告しなければならない。

4. ドイツにおける学校暴力事件とその対応

ドイツでもわが国の池田小学校事件に似た事件が過去にあった。1983年6月3日、11歳と12歳の3人の子供、教師1人そして交通警察官1人が、エップシュタイン・フォッケンハウゼン（ヘッセン）の校庭で34歳の男に射殺された事件がそれである。しかし、その後非行少年の活動や学校における武器使用事件は余り表面化せず、問題視されてこなかった。事実、多くの地方では学校における武器使用事件はほとんど発生していない。過去数年の犯罪統計によると青少年による犯罪は右肩上がりであるが、学校における暴力犯罪もそれと同じ程度の増加であると推測されている。1995年の数値は1982年のレベルに戻ったとさえ言われてきた。

しかし学校における暴力は最近確かに増加してきたという。2000年3月、オーストリアとの国境に近いBrannenburgという町で停学処分を受けた16歳のギムナジウムの生徒が校長を撃ち、重傷を負わせ、自分も自殺を図ったという事件が発生した。また、その前年の11月にはアルプスのババリアという町で16歳の少年が4人を射殺したという事件が発生し、また、同じ月に15歳の生徒が教師をナイフで刺し殺すという事件も起きている。

ドイツでは米国の学校における学校暴力事件を対岸のものと見ていたきらいがあり、こうした事件を機に、学校暴力問題が国民の主要な関心事になってきた。

多くの州で学校における公然の暴力に対して次のような方針で対策を実施している。

- ① 暴力を使う人を追放する
- ② 事件報告のための集中制度の確立
- ③ 規則が侵害されたときには徹底した介入を行う
- ④ 危険なものを学校に持ち込むことを禁止する

主な暴力対策としては次のようなことが行われている⁶。

4-1 反暴力ネットワークの確立

暴力と戦うためにはネットワークが必要であるという考えが一般に受け入れられて

⁶ Violence in schools: National activities, programmes and policies, Reinders (Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen), 1997

いるため、多くの州では「反暴力ネットワーク」が確立している。このネットワークには学校の他に、自治体当局、青少年支援部門、警察、司法当局、青少年福祉事務所、少年裁判所、地域の職業安定所などが参加している。

4-2 学校の開放

「学校開放」は反暴力に有効であるという考え方が反暴力ネットワークと同じように認められている。その際に重要なポイントは次の6点であるという。

- ・「生活空間」として学校をとらえる考え方
- ・学校運動場の設計
- ・生徒への講習・研修会の開催
- ・生徒のクラブ活動
- ・午後の時間の監視
- ・レクリエーション活動の増加・充実

4-3 教師のためのそれ以上の訓練

学校で暴力に対応し、防止することについてすべての州は今以上に教師を訓練することが重要であると考えている。訓練の主な目的は教師にプロ根性を植え付けることとしているが、暴力問題に関連する訓練プログラムとしては次のようなものがある。

- ・生徒の対立調停プログラム
- ・女生徒のための自己防衛コース
- ・暴力事件介入方法に関する訓練
- ・いじめ予防対策プログラム (Olweus プログラム)
- ・困難な暴力事件における教師の自己救済プログラム (コンスタンツ訓練プログラム)
- ・暴力反対の学校づくり

4-4 教師への援助

州の中には教師が暴力を防止するための教育・訓練を実施するスキームを開発し、教師を援助している。

4-5 文化交流教育

ドイツでは生徒のおよそ10%が外国人である。そのおよそ75%はトルコ国籍である。言葉の障壁を解消するための言語教育と民族・宗教の学習を通じて相互理解を推進している。学校は人種差別反対の先頭に立って活動している。